令和6年度

(従来の制度)

授業料免除等申請のしおり

【学部生(平成31年・令和元年度以前入学)対象】

【大学院生対象】

三 重 大 学

◆◆◆◆◆ 目 次 **◆◆◆◆**

授業料免除申請受付期間・場所等		1	
令和 6 年度授業料免除申請要領	2	2~	3
一次申請方法について	4	4 ~	6
二次申請 提出書類	,	7 ~	9
二次申請 提出書類記入要領	1 ($0 \sim 1$	1
免除申請質疑応答集	1 :	$2 \sim 1$	4
(参考資料1)授業料免除申請資格について	1 :	5	
(参考資料2) 学業成績の基準	1 (6	
(参考資料3)標準修得単位数	1 ′	7	
(参考資料4) 収入基準額表	1 8	8	
(参考資料5) 所得課税証明書について	1 9	9	
(参考資料 6) 高等教育の修学支援制度(新制度)に伴う経過措置制度	2 (0	
(参考資料 7) 令和 6 年度授業料免除申請の流れ	2	1	

☆様式記入例

☆提出書類チェック表

☆申請用紙(様式1号~様式8号)

令和6年度授業料免除申請期間·場所等

【前期申請期間】(前期のみ申請 または 前期後期一括申請)

◆ 一次申請 (Web (Universal Passport, ユニパ) 申請) 期間

令和6年4月4日(木) ~ 4月11日(木)

- ◆ 二次申請(書類提出)期間 郵送または持参
 - 郵送の場合

期間:令和6年6月5日(水) ~ 6月21日(金)消即有効

提出先: 〒514-8507 三重県津市栗真町屋町 1577

三重大学 学務部学生支援チーム免除担当

封筒表面左に「授業料免除申請書類 在中」と朱書きし、簡易書留・特定記録・ レターパックライト等、追跡サービスが利用できる方法で郵送してください。

持参の場合

期間:令和6年6月14日(金) ~ 6月21日(金) 平日のみ

提出先:総合研究棟Ⅱ1階 学生支援チーム1番窓口 9:00 ~ 17:00

◆ 結果発表

7月中旬~8月中旬 結果通知を郵送し、ユニパにも掲載

【後期申請期間】(後期のみ申請)

(前期申請期間内に前期後期一括申請した場合は申請不要)

◆ 一次申請 (Web (Universal Passport, ユニパ) 申請) 期間

令和6年10月4日(金) ~ 10月11日(金)

- ◆ 二次申請(書類提出)期間 郵送または持参
 - ・郵送の場合

期間:令和6年10月16日(水) ~ 10月24日(木)消印有効

提出先:前期 記載内容参照

持参の場合

期間:令和6年10月23日(水) ~ 10月24日(木) 平日のみ

提出先:総合研究棟Ⅱ1階 学生支援チーム1番窓口 9:00 ~ 17:00

◆ 結果発表

12月中旬 結果通知を郵送し、ユニパにも掲載

(従来の制度) 令和6年度授業料免除申請要領

三重大学では、下記の免除対象者に該当する場合、学生本人の申請に基づき選考のうえ、授業料(前期分・後期分)の全額または半額が免除されます(前期分と後期分は一括して申請可能ですが、審査は別々に行います)。

(従来の制度)授業料免除希望者は、必ず所定の期限までに、Web (Universal Passport, ユニパ)での一次申請を行い、二次申請受付期間の期限までに、申請に必要な書類等を提出してください。(締切日厳守)

授業料免除の予算には上限がありますので、免除対象有資格者全員が必ずしも免除されるとは限りません。なお、三重大学では半額免除資格者から優先に許可しています。また、前期が免除されたとしても、予算額や申請者数等により、後期が同じ結果になるとは限りません。

1. 対象者について

令和元年度以前入学の学部生、または大学院生(大学院生は入学年度問わず)(研究生・聴講生・科目等履修生を除く)で、下記のいずれかに該当する者

- (1) 経済的理由によって授業料の納入が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる者
- (2) 授業料の各納期前6か月以内(前期分:令和5年10月1日~令和6年3月31日、後期分: 令和6年4月1日~令和6年9月30日)、大学院新入生の場合は、1年以内(前期入学:令和5年4月1日~令和6年3月31日、後期入学:令和5年10月1日~令和6年9月30日)において、学資負担者が死亡か、本人又は学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難な者(これによる申請は一度限りです)

休学・留年等、修業年限超過の理由に拘わらず、「修業年限+1年」まで申請できます。休学期間については、病気・留学、その他特別な事情によるものに限り、修業年数には含みません。詳細は15ページ【参考資料1】を参照してください。

在学生は、前年度(令和5年度)までの標準取得単位数及び学業成績の基準が16~17ページ【参考資料2】【参考資料3】に達していない者は「不許可」になります。申請前に自分の成績を確認してください。

学期途中からの休学・復学または学期途中に修了・退学を予定している場合は、免除の申請はできません。申請後にこのような事由が発生した場合は、申請取り下げとなりますので、速やかに申し出てください。

【学部生の申請資格について】 (参照:20ページ【参考資料6】)

国の制度である高等教育の修学支援制度(新制度:給付奨学金+授業料減免がセットになったもの)に申請した上で、この従来の制度授業料免除申請を行うことが基本です。

(ただし、明らかに新制度の認定要件に対して対象でない学生は、従来の制度授業料免除の一次申請時、新制度に関する項目において対象外である理由を回答することにより、従来の制度のみでの申請が可能です。また、過去に新制度に申請し不採用だった学生は、再度新制度に申請する必要はありません。)

学部生については、令和元年度までに従来の制度により支援を受けていた学部生で、新制度が 対象外、または新制度の支援が従来の制度の支援より減少する学生に対して、これまでと同様の 支援を行う経過措置としてこの制度は位置づけられています。

2. 申請手順等について

(1) 一次申請

「一次申請方法について」($4\sim6$ ページ)に基づき、Web (Universal Passport, ユニパ) での入力をしてください。 (期間を過ぎての受付は一切不可)

前期申請時に後期申請も含めての一括申請ができます。一括申請をした場合、家庭事情に変更がなければ、後期分の申請が不要となります。休学等の予定がない場合には一括申請をお勧めします。

(2) 二次申請

① 記入要領等を熟読のうえ、受付期間内に提出してください。申請は申請者本人(学生)が行うものです。なお、期限を過ぎての提出は一切、受理しません。

申請書類の内容について、家計状況等を詳しくお聞きすることがありますので、世帯全員の状況について、申請者本人が回答できるように準備してください。

添付書類のコピーは、全てA4サイズ(縮小・拡大可)で提出してください。

所定の書類以外に必要と判断する書類の提出を求めることがあります。

- ② 申請書類に不備(記載必要事項の脱落、判読不能等)がある場合は、選考から除外します。また、免除申請事由等に虚偽の事実が判明した場合は免除決定後でも許可を取り消します。
- ③ 授業料免除申請後、何らかの事由により辞退する場合は、学務部学生支援チームに必ず連絡してください。
- ④ 特別な事情により受付期間に提出できない場合は、受付期間前に学務部学生支援チームに相談してください。
- ⑤ 前期申請時に前後期一括申請をした者は、前期申請後から後期申請時までの間、家族構成、 就学状況、住所等に変更がなければ、後期に改めて書類を提出する必要はありません。変更 がある場合は、変更の内容が確認できる書類の提出が必要です。

3. 免除決定の通知及び授業料納付について

- (1) 免除選考の結果は、前期は7月中旬~8月中旬頃、後期は12月中旬頃に結果通知を郵送します。また、Web (Universal Passport, ユニパ)でも確認できます。
- (2) 授業料免除を申請した者については、選考結果が決定されるまで授業料の徴収が猶予されます。選考結果が決定されるまでに納入されても返還することはできません。口座振替(銀行口座からの自動引落しによる納入)の手続きをしている者は、選考結果が決定するまで授業料が引落されることはありません。
- (3) 半額免除、一部免除または不許可となった場合は、前期・後期それぞれの結果通知月の下旬に、 授業料が口座振替される予定です。詳細な日程は結果通知で確認してください。

4. 徴収猶予・月割分納について

- (1) 特別な事情がある場合には、徴収猶予及び月割分納制度がありますが、申請手続及び選考等は「授業料免除申請」と同一です。
- (2)「徴収猶予申請」及び「月割分納申請」と「授業料免除申請」の併願申請はできません。

5. 個人情報の収集及び利用の目的

あなたの個人情報は、下記の目的で利用されます。

授業料免除等選考のため

あなたの家族の個人情報は、下記の目的で利用されます(ご家族にも同意願います)。

- 授業料免除等選考のため
- あなたとの連絡を取るため

ご記入いただいた情報は、授業料免除等の選考業務のために利用されます。 その他の目的には利用されません。

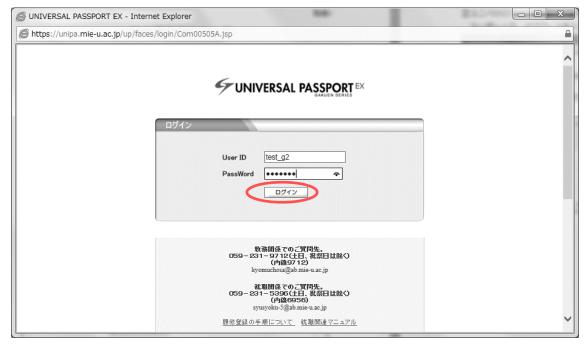
一次申請方法について

授業料免除を希望する方は、以下の要領で一次申請を行ってください。

申請期間(前期):令和6年 4 月4日(木)~ 4 月11日(木)

(後期):令和6年10月4日(金)~ 10月11日(金)

- ① 三重大学HP「ホーム」→「在学生の方へ」→「学生関係システム」→「UNIVERSAL PASSPORT」
- ② Universal Passport (ユニパ) のログイン画面が表示されます。 ユーザー I D、パスワードを入力し、ログインしてください。



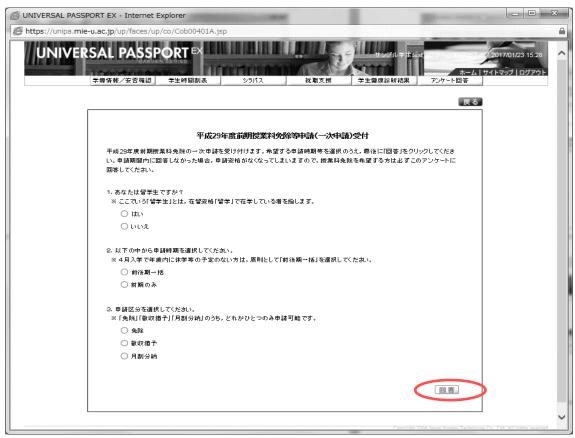
③「アンケート回答」をクリックしてください。



④「アンケート回答一覧」が表示されます。日本語版「令和6年度授業料免除申請(一次申請)受付」英語版「Application for Tuition Exemption 2024(1st Application)」どちらかをクリックしてください。



⑤ 質問項目に回答し、最後に「回答」をクリックしてください。



※ 日本語版と英語版のどちらか一方に回答してください。

⑥「回答済」と表示されます。

日本語版と英語版のどちらか一方が「回答済」となっていれば、一次申請は終了です。



- ※ 申請期間中に回答内容を変更したい場合は、再度①~⑤の操作・入力を行い、最後に「回答」をクリックしてください。回答内容が更新されます。ただし、申請期限を過ぎると回答内容を変更することはできなくなりますので、注意してください。
- ※ 一次申請をしただけでは申請は完了しません。前期分については6月、後期分については10月の二次申請期間に申請書類を提出する必要があります。

二次申請 提出書類

- ◆ 1の必須書類は必ず提出してください。2と3は該当書類のみ提出してください。
- ◆ 同じ住所で世帯を分離している場合でも家族とみなします。 ただし光熱水料がすべて別の場合は、別世帯と認めます。
- ◆ 提出書類のコピーはA4サイズで提出してください(できるだけ枚数を減らしてください)。

1. 必須書類

	書類	詳細	
	提出書類 チェック表	・チェック表を一番上にして、提出書類を順番 に揃える	
1	家庭事情報告書 (様式1号) (1面)	・二次申請時点の家庭状況を記入	それぞれの様式を AAサイズで片面
2	家庭事情報告書 (様式1号) (2面)	・太線枠内を記入(記入例参照) ・金額は記入しない	印刷し、記入
3	授業料免除申請書 (様式2号)	・申請事由を具体的にかつ詳細に記入する (記入例参照)	
4	住民票	 ・「世帯全員」の住民票を交付依頼したもの (ひとり世帯であっても「世帯全員」で依頼) ・記載必要 → 家族の全員の続柄 ・記載不要 → 本籍、マイナンバー ・二次申請前2か月以内に発行されたもの ・コピー不可 	申請時における住所所在地の市区町村の役所で発行本学に在学する夫婦、兄弟姉妹が同時に申請する場合は年長者が原本を提出(他の申請者はコピーで可)
(5)	所得(課税)証明書 (令和5年分所得) (令和5年1月~ 12月分が証明 されたもの)	 ・家族の全員分を提出 (本人・父母・兄弟姉妹及び祖父母) (就学者も令和6年4月以降、高校1年生以上であれば必要) ・「所得額」「住民税課税額」の両方が記載されたもの ・コピー不可 	令和5年分所得の証明 は、令和6年6月初旬以 隆に発行 令和6年1月1日時点 における住所所在地の 市区町村の役所で発行 本学に在学する夫婦、兄弟 姉妹が同時に申請する場合 は年長者が原本を提出(他 の申請者はコピーで可)

2. 本人及び家族で該当者がいる場合は、該当書類を提出

	控 除 区 分	証明書類等	備考
6	自宅外通学者(本人)	住民票が実家のままの場合は、 「下宿の賃貸借契約書のコピー」 または 「下宿名称の記載がある電気ガス水道料 金いずれかの領収書等のコピー」 (住所・下宿名称・氏名が必要)	下記の者は提出不要 ・住民票を下宿先に移 している者 ・三重大学の寮に居住 している者
7	高校生以上の就学者 (国立学校2年次以上の 就学者を除く)	各学校の「在学証明書」 (ただし、国立学校2年次以上の就学者は「様式3号」を提出)、 コピー不可 (中学生以下と本人は不要)	在学校で発行
8	国立学校の2年次以上の 就学者	「授業料免除状況証明書(様式3号)」 (本人を含め三重大学在学者は不要)	在学校の免除担当者等へ証明の依頼が必要
9	本人と就学者以外で 別居独立生計者	「家賃または光熱水料等の領収書のコピー」(別生計を証明できるもの) 同住所の場合(例:敷地内別棟の祖父母) →「各世帯の光熱水料全ての領収書コピー」 別住所の場合 (例:別居社会人の兄弟) →「住所と氏名の記載がある領収書等のコピーを1点」	住民票上は家族と同居 していることになって いるが、実際は別居し て働いている者
10	心身障害者 (原爆被害・公害疾病等を含む) ・要介護認定者	「障害者手帳のコピー」・ 「介護保険被保険者証のコピー」 (ない場合は障害の程度を証明するもの)	所轄官庁で交付を受け たもの
(1)	6 か月以上の長期療養者 (申請時現在、治療中であること)	「診断書」及び 「長期療養費支払明細書(様式4号)」・ 「領収書のコピー」	10~11ページ 「提出書類記入要領」 を参照
12	家計支持者が別居 (単身赴任)の者	赴任先の 「家賃、電気・ガス・水道料金領収書 (直近3か月分以上)のコピー」	自己保有
13	申請前6か月以内に 災害・盗難等にあった者	「罹災証明書」 「被害金額(雑損控除)」、 「損害保険支払金額等の書類の コピー」	消防署、警察署、市区町村役場、保険会社等
14)	生活保護世帯	「生活保護受給者証のコピー」または 「生活保護決定通知書のコピー」	

3. 独立生計の学生は頃も提出

	区 分	証 明 書 等
(15)	本人が独立生計者	・「様式6号」 ・「本人の健康保険被保険者証のコピー」 ・「父母の住民票」 (配偶者がいる場合は、「配偶者の父母の住民票」も提出) ※令和5年1月1日時点で現職に就いていなかった者は 「様式7号」または「8号」も提出
	※(下記参照)	※③-B該当者 ・「様式7号」または「8号」 ・給付型奨学金の場合は、「日本学術振興会特別研究員採用 決定通知」、「奨学金の受給額が分かるもの」など
		※③-C該当者 ・「退職(休職等)証明書」 ・氏名と預金残高が分かるもの(「通帳のコピー」など)

※ 三重大学授業料免除に係る独立生計の認定基準について

- 1 学部生・大学院生で①~③のすべてを満たしている者(③はA, B, Cのいずれか1つ)については、独立生計者であると認定し、本人(配偶者があるときは、配偶者を含む。)の1年間の総所得金額で判定します。
 - ① 所得税法上及び健康保険上、父母等の扶養親族でない者
 - ② 父母等と別居している者
 - ③-A 本人または配偶者に年間103万円を超える給与収入(または相当の所得)があり、 その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
 - ③-B 本人または配偶者の今年度収入(給付型奨学金含む)が103万円を超える見込みの者
 - ③-C 本人が本学への入学のために退職(休職等)し無収入となった者で、就労時の預貯金により生活しており、その残高が103万円を超えている者
- 2 給付型奨学金、親からの援助金等については、所得として加算します。
- 4. 前後期一括申請者で、10月1日現在の家庭状況が前期申請内容から変更があった者は、 10月24日までに⑯を提出

	区 分	証 明 書 等
16	前期申請から変更ある者	「様式5」及び「変更事由の提出書類」

二次申請提出書類記入要領

- ◆二次申請時点の状況(予定を含む)で記入してください。
- ◆黒色ボールペンまたは黒色のペンを使用してください。
- ◆誤って記入した場合は、修正液・修正テープ等を使用してください。 ただし、三重大学以外で証明等を受ける場合は、二重線・訂正印にて訂正してください。
- ◆この「提出書類記入要領」を参考に、必要事項を全て記入してください。不明点等は申請前に あらかじめ学務部学生支援チーム免除担当に問い合わせてから記入してください。

様式1号 家庭事情報告書

- 1. 1面及び2面の太線枠の内側は全て記入し、枠内の中で該当するものを○で囲んでください。 ※太線枠より外側の欄は、記入しないでください。
- 2.「家族欄」は、同居・別居を問わず、申請者と生計が同じ者の全員を記入してください。
- 3.「父」又は「母」が不在の場合は、母子・父子世帯欄の状況いずれかに○を付けてください。
- 4. 記入された全員の住民票を添付してください。 住民票では同じ住所になっているが、実際は別居独立生計の場合は、記入は不要です。 (※8ページ「2. 本人及び家族で該当者がいる場合…」の「⑨」に該当の場合は証明が必要です。)
- 5.「職業」欄は、「会社員」・「公務員」・「小学校教諭」・「パート」・「専従者」・「農業」・「年金 受給」・「専業主婦」・「家事手伝い」・「無職」・「アルバイト」・「自営(飲食店)」・「自営 (食料品小売業)」等と具体的に記入してください。
- 6.「在職期間」欄は、勤務年数 を記入してください。 ただし、令和5年1月~令和6年6月までの期間中に、新規採用者又は中途就職者は、採用年月 日を明記してください。(例)令和5.8.1~
- 7.「勤務先」欄は、○○会社○○支店・○○商店・○○立○○小学校等と記入してください。自営業は、 ○○会社経営・○○商店経営・○○飲食店経営等と具体的に記入してください。
- 8.「就学者」欄(小学生以上)は全員記入してください。 申請・提出時に進学・受験等により未定の場合は、氏名・年齢まで記入して提出してください。 進学先等が決定したら、速やかに申し出てください。
- 9.「本人履歴欄」は高校卒業以降の履歴を全て記入してください。

様式2号 授業料免除申請書

記入例を参照のうえ、申請事由を具体的かつ詳細に記入してください。

様式3号 授業料免除状況証明書(在学証明書)

申請者の兄弟が国立学校2年次以上に在学している場合は、通常の在学証明書ではなく、兄弟の在学校の免除担当者に依頼し、本書式で証明を受けてください。

様式4号 長期療養費支払明細書

- 1. 同一生計の家族で、長期療養者がいて控除を希望する場合に提出してください。
- 2. 同一人物・同一病名で、申請時現在を含めて、6か月以上継続して治療を要することです。

- 3. 申請月から遡及して6か月以上12か月以内が該当します。その間の領収書のコピーを添付するか、本様式に医療機関の支払証明を受けてください(医療機関で支払証明を受けるのには料金が発生します)。
- 4. 診断書の提出が必要です。診断書の提出は原則初回申請時のみで構いません。
- 5. 診断書には下記の内容が記載されている必要があります。
 - ① 患者氏名
 - ②病名
 - ③初診年月日
 - ④申請時現在において、治療中であり、引き続いて治療が継続することがわかる文面
 - ⑤免除申請日前3か月以内の発行
 - ⑥医療機関、主治医等の証明印
 - ※診断書の発行には料金が発生します。証明内容を充たしておらず、再発行とならないようにして ください。
- 6. 同一病名に係る処方薬についても、長期療養費として扱います。医療機関で証明を受ける場合は、 様式4号をコピーし、医療機関、調剤薬局それぞれに証明を依頼してください。領収書コピーを添 付する場合は、様式4号1枚に合計金額を記入してください。
- 7. 同一生計に長期療養者が複数名いる場合は、様式4号をコピーし、各々の支払明細書を作成してください。
- 8.「様式4号」に記載の注意事項も参照してください。

様式5号 家庭事情変更申出書

- 1. 前期・後期一括申請者で、令和6年10月1日現在の家庭状況が前期申請内容から変更のある者は、変更事由欄に該当する内容を記入のうえ、提出書類欄の書類を10月24日(木)までに提出してください。
- 2. 前期申請と変更がなければ、提出は不要です。
- 3. 変更があるにもかかわらず提出しなかったことが判明したときには、審査から除外し、免除を許可された者であっても許可を取り消します。

様式6号 援助金・収入状況等申立書

- 1. 独立生計者は提出してください(独立生計の要件については、9ページを参照してください)。
- 2. 返還の必要がない「受給型奨学金」のみが対象です。日本学生支援機構の返還を要する貸与型奨学金は対象外です。
- 3. 親からの援助金等があれば記入してください。

様式7号 給与支払(予定)証明書

- 1. 独立生計者で、令和5年1月1日時点で就業していなかった者、または現職に就いていなかった者は提出してください(独立生計の要件については、9ページを参照してください)。
- 2. アルバイト等で給与をもらっている場合に雇用主の証明を受けて、提出してください。

様式8号 給与受給(予定)申告書

- 1. 独立生計者で、令和5年1月1日時点で就業していなかった者、または現職に就いていなかった者は提出してください(独立生計の要件については、9ページを参照してください)。
- 2.「様式7号 給与支払(予定)証明書」を提出した場合は、この様式8号は不要です。

免除申請質疑応答集

<所得証明>

- Q. 私の世帯は5人家族です(父・母・兄・私・妹)。 母は専業主婦、兄は大学生、妹は高校生です。収入のあるのは父のみです。 父の「所得証明書」のみを提出すればよろしいですか?
- A. いいえ、「所得(課税)証明書」は同一生計の家族全員分(ただし中学生以下は除く) が必要になりますので、収入のない方も提出してください。したがって、あなたの場合 は在住している市区町村役場において家族全員分の「所得(課税)証明書」(あるいは 「非課税証明書」)が必要となります。
- Q. 私の父は昨年までは会社員として働いていましたが、会社が倒産して現在は無職・無収入です。それでも昨年の「所得(課税)証明書」の額で家計収入を算定されるのですか?
- A. はい、現在は無職・無収入であっても、今年度は昨年の「所得(課税)証明書」の額で 算定します。現在の状況は来年度の申請から反映されます。
- Q. 私の兄はこの4月から就職しますが、昨年は大学生でわずかなアルバイト収入のみでした。「所得(課税)証明書」にはそのアルバイト収入しか計上されていませんが、これで家計収入を算定されるのですか?
- A. はい、お兄さんのこの4月からの収入は来年度の申請から反映されます。
- Q.「所得(課税)証明書」は、申告がないので所得額を記載できないと言われました。 どうしたらよろしいですか?
- A. その場合は、在住している市区町村役場において、「市民税県民税の申告」を行い、「所得課税証明書」の所得額の記載があるものの発行を受け、提出してください。
- Q.「所得(課税)証明書」は、収入がないので発行できないと言われました。 どうしたらよろしいですか?
- A. その場合は、在住している市区町村役場において、「市民税県民税の申告」を行い、「非 課税証明書」の発行を受け、提出してください。

<在学証明>

- Q.「在学証明書」(兄弟姉妹) は、昨年に作成したものを持っており、今回の申請に使いたいのですが可能ですか?
- A. いいえ、免除申請は申請時の状況が必要となりますので、最新の「在学証明書」を 提出してください。
- Q.「在学証明書」(兄弟姉妹)の代わりに兄弟姉妹の学生証の写しは可能ですか?
- A. いいえ、最新の「在学証明書」を提出する必要があります。

<二世帯で同一生計>

- Q. 私の家族と祖父母とは住民票上は別世帯(世帯分離)ですが、実際の住所は一緒です。 どのような証明書が必要になりますか?
- A. その場合は同一生計とみなします。祖父母の住民票、所得証明書等の添付書類が必要になります。ただし二世帯の「電気・ガス・水道料金等の最新の領収書の写し(別生計を証明できるもの)」の提出があれば別生計を認めます。この場合は祖父母の添付書類は必要ありません。

なお、兄弟姉妹(夫婦)と同居の場合も同様です。

- Q. 私の家族と兄(姉弟妹)とは住民票上は別世帯ですが、兄は大学生で下宿しています。 どのような証明書が必要になりますか?
- A. 兄は同一生計扱いとなりますので、兄の住民票(一人世帯でも「世帯全員」で発行依頼 する)、兄の所得課税証明書も提出が必要です。

<二世帯で別生計>

- Q. 私の家族と祖父母とは住民票上は一緒ですが、二世帯で別生計です。 どのような証明書が必要になりますか?
- A. 免除申請書に二世帯であることを必ず記載してください。証明書類はそれぞれの世帯の「家賃又は電気・ガス・水道料金等の最新の領収書の写し(別生計を証明できるもの)」が必要となります。

なお、兄弟姉妹(夫婦)と同居の場合も同様です。

- Q. 私の家族と兄(姉弟妹)と住民票上は一緒ですが、兄は就職し別居独立しています。 どのような証明書が必要になりますか?
- A. 様式1家庭状況報告書に兄の情報は記載不要です。また、兄の所得課税証明書は提出不要です。証明書類は兄世帯の住所が記載されている「家賃又は電気・ガス・水道料金等の最新の領収書の写し(別生計を証明できるもの)」いずれか提出があれば別生計を認めます。

<成績・休学>

- Q. 前年の学業成績が基準に達しない場合でも、授業料免除の申請はできますか?
- A. いいえ、申請できません。
- Q. 在学中に他校受験のため2年間休学しました。現在4年生(2年次)ですが免除申請を することは可能ですか?
- A. 授業料免除の申請は、修業年限に加えて1年まで可能です。たとえば学部生は4年(医学部医学科は6年)の修業年数+1年の5年(医学部医学科は6年+1年=7年)の期間内です。

休学期間については、病気・留学等の事情のある場合は、修業年数には含みません。 あなたの場合は自己都合による休学のため、修業年限を超えた1年間については可 能ですが、それ以降は免除申請をすることはできません(自己都合による休学期間は、 修業年数に含みます)。

なお、この事例の場合、学業成績の基準については、1年生(1年次)の成績を判定 基準とします。

また、この取り扱いは大学院生(修士課程・博士課程)についても同様です。

- Q. 在学中に病気のため1年間休学しました。この場合も自己都合による休学と同じ扱いに なるのでしょうか?
- A. いいえ、病気・留学・出産・育児などの理由により休学し、留年した場合は、修業年数には含めません。

<その他>

- Q. 前期免除申請時に必要な書類を提出しましたが、後期申請にも同じ書類を提出するので しょうか?
- A. 免除申請は半期ごとに決定しますが、一括申請をした場合、前期申請時点と家庭状況 に変化がなければ、再度の書類提出は必要ありません。ただし、家庭状況が変わった場 合は、関係書類の提出をしてください(「様式5 家庭事情変更申立書」を参照)。

【参考資料1】

授業料免除申請資格について

修業年限超過の理由に拘わらず<u>「修業年限+1年」まで申請ができます</u>。 なお、病気・留学・その他特別な事情による休学期間は、修業年数に含めません。

【例1】4年制学部学生が2年次から3年次への進級時に留年した場合

年 次	1年次	2年次	2 年次 (留年)	3年次	4年次
修業年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
申請可否	可	可	可	可	可

※ 留年した場合であっても、「修業年限+1年(4年制学部では5年目、医学科では7年目まで)」までは申請可能

【例2】4年制学部学生が病気・留学等により2年間休学した場合

年 次	1年次	2年次	3年次	3年次	3年次	4年次
修業年数	1年目	2年目	1	_	3年目	4年目
申請可否	可	可	休学	休学	可	可

※ 病気や留学による休学は修業年数にカウントされない

【例3】4年制学部学生が自己都合により2年間休学した場合

年 次	1年次	2年次	3年次	3年次	3年次	4年次
修業年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
申請可否	可	可	休学	休学	可	不可

- ※ 在籍5年目(正規の修業年数4年+1年)までは申請可能
- ※ 自己都合による休学は修業年数にカウントされるため、

4年次(=6年目)は申請不可

申請資格があるかどうか分からないという場合は、下記まで照会してください。

学務部学生支援チーム1番窓口(免除担当)

電話:059-231-9678

【参考資料2】

学業成績の基準

区 分	評	価
学部2年次以上に在学する者	前年度までの通算GPA値が2.(※母子・父子家庭又は生活保護世については、前年度までの通算GP	帯で、家計基準を満たしている者
大学院1年次に在学する者	本学への入学をもって適格とみな	,
大学院2年次以上に在学する者	前年度までの通算GPA値が2.(※母子・父子家庭又は生活保護世については、前年度までの通算GP	帯で、家計基準を満たしている者

- 1. 免除申請した者で、前年度(令和5年度)までの成績が上記基準に達していない者は、「不許可」になります。
- 2. 申請する前に自分の成績を確認しておいてください。

【参考資料3】

標準修得単位数

【学 部】

N PPA						
学部学科・課程		年 兆	欠 別 ほ	死 修 往	事 単 位	立 数
子 司	子 件 ・ 味 住	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
1 1 2 2 4 7	文 化 学 科	3 0	6 0	9 0		
人文学部	法律経済学科	3 0	6 0	9 0		
教育学部	学校教育教員養成課程	3 0	6 0	9 0		
	医 学 科	3 0	4 8	6 5	9 1	9 1
医学部	看 護 学 科	3 0	6 0	9 0		
	総合工学科	3 0	6 0	9 0		
	機械工学科	3 0	6 0	9 0		
	電気電子工学科	3 0	6 0	9 0		
工学部	分子素材工学科	3 0	6 0	9 0		
	建築学科	3 0	6 0	9 0		
	情 報 工 学 科	3 0	6 0	9 0		
	物 理 工 学 科	3 0	6 0	9 0		
	資源循環学科	3 0	6 0	9 0		
开州次派产 约	共 生 環 境 学 科	3 0	6 0	9 0		
生物資源学部	生物圈生命化学科	3 0	6 0	9 0		
	海洋生物資源学科	3 0	6 0	9 0		

※ただし、3年次編入生に限り、各学部の3年次単位数の適用を除外。

【研究科】

711 7tc 4N	≅⊞ 1 □	年次別	川既修得単	鱼位数
研究科	課程	2年次	3年次	4年次
人文社会科学研究科	修士課程	1 5		
数 本 类 研 來 利	修士課程	1 5		
教育学研究科	専門職学位課程	2 3		
	修士課程・博士前期課程	1 5		
医学系研究科	博士課程	6	1 2	1 8
	博士後期課程	4	8	
工 	博士前期課程	1 5		
工学研究科	博士後期課程	4	7	
4. 紫海路市 安和	博士前期課程	1 5		
生物資源学研究科	博士後期課程	5	1 0	
地域イノベーション	博士前期課程	1 5		
学研究科	博士後期課程	4	7	

- (注) 1. 免除申請した者で、前年度(令和5年度)までの修得単位数が上記基準に 達していない者は、「不許可」になります。
 - 2. 申請する前に自分の修得単位数を確認しておいてください。

【参考資料4】

家計基準について

原則として前年(令和5年1月~12月)における「世帯の年間収入総額」で家計選考を行い、 令和6年6月以降に市町村役場で交付される最新の「令和6年度分 所得課税証明書(令和5年 1月~12月分)」に基づき算定します。

「世帯の年間収入総額」とは「世帯全員の住民票」に記載されている家族の収入のことですので、 父母(専業主婦を含む)、同一住所の祖父母、就学者以外の家族の収入等も対象になります(質疑 応答 $1.6 \sim 1.8$ ページも参照してください)。

令和5年1月以降、家族の収入等が失職等により大きく変わった場合、基本的には来年度の授業料免除等に反映されます。

このような場合には日本学生支援機構の給付奨学金「家計急変」(学部生対象)、貸与奨学金「緊 急採用・応急採用」等の制度がありますので、奨学金担当窓口に相談してください。

○給与収入の場合

税込みの「給与収入額」が対象となります(「給与所得額」ではありません)。 また、「年金収入額」も「給与収入額」に含めます。

○給与収入以外の場合

「営業所得額」「農業所得額」「不動産所得額」「雑所得額」等が対象となります。

<収入額の目安>

	字坛拱卍	収入原	
区分	家族構成	給与収入の場合	給与以外収入の場合
学部	4人世帯	6 4 5 万円	390万円
1 <u>申</u> 1)	5人世帯	690万円	432万円
大学院	4人世帯	678万円	420万円
修士・博士前期	5人世帯	723万円	465万円
大学院	4人世帯	821万円	563万円
博士・博士後期	5人世帯	878万円	620万円

- ※ この表は、下記のような世帯をモデルケースとして作成したものです。
 - 4人世帯…父、母(専業主婦)、申請者本人(国立・自宅通学)、高校生(公立・自宅通学)
 - 5人世帯…上記の4人世帯 + 中学生(公立・自宅通学)

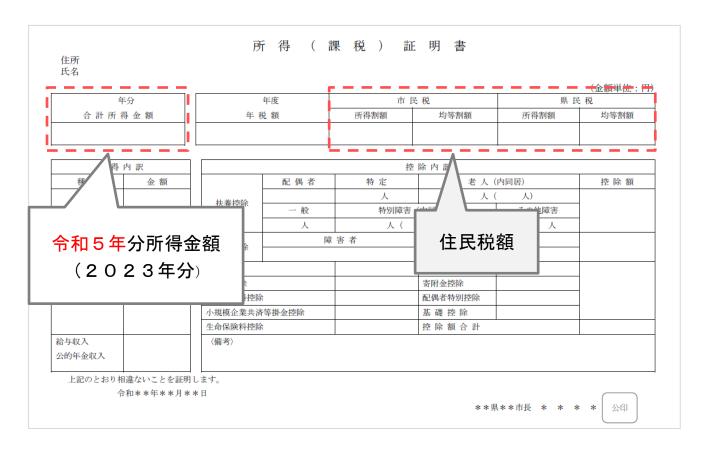
所得の種類、家族構成、就学者の状況、各種控除等により、結果は異なります。この「収入額の目安」はあくまで目安としてください。

【参考資料5】

所得課税証明書について

特に注意する点

- ① 令和5年(2023年)分の所得が記載されていること (各自治体により違いはあるが、概ね令和6年6月初旬以降に発行)
- ② 「所得額」「住民税課税額」両方の金額が記載されている
- ③ 高校生以上の全員分を提出



【参考資料6】

〈学部生対象〉

高等教育の修学支援制度(新制度)に伴う経過措置制度

どんな制度?

従来の授業料免除制度(旧制度)から新制度への移行に伴い,新制度の対象外または 免除額が減少する学部学生に,卒業までの経過措置として,旧制度と同様の支援を行 う制度です。

| 例えば, こんな方が対象になります |

平成31年・令和元年度(2019年度)までに入学していた学部生のうち、

- 新制度で第 I 区分(全額支援)以外の支援対象者(給付奨学生)
- 日本学生支援機構の給付奨学金シミュレーションを行ったところ,新制度で第 I 区分(全額免除)にならない見込みの学生
- 新制度に申し込んだが、収入基準超過で不採用だった学生
- 高校卒業から大学入学まで3年以上経過しており、新制度対象外の学生
- 従来の制度では免除を受けていたが、新制度の対象とならない学部留学生

経過措置による免除の例

(例)

従来の制度の基準では「全額免除」だが、新制度の基準では「第Ⅱ区分(2/3 免除)」となる場合



新制度の判定が優先され、経過措置の判定により差額が補填されます。

※ 基準を満たしていても、予算の都合により経過措置による免除を受けられない場合があります。

【参考】

日本学生支援機構ホームページ 進学資金シミュレーター 父母の収入等を入力することにより、給付奨学金(新制度)の家計基準での対象者となる かの目安を確認することができます。



【参考資料7】

令和6年度授業料免除等申請の流れ(従来の制度:前後期-括申請の場合)

後期分から申請する学生は申請4月~6月→10月、結果通知8月→12月に読み替えてください。

	【学部生 経過措置】【大学院生】 従来の制度 前後期一括申請の場合		【学部生(日本人・永住者等)対象】 新制度 高等教育の修学支援制度(授業料減免 + 給付奨学金)		
時期	事項	備考	総 既に支援対象者で ある者	付奨学金 新規申請者	備考
2月~3月	大学ホームページ しおり掲載開始		(減免)継続願提出		
4月 (上旬~中旬)	ユニパで一次申請 (4/11 まで) (前期または前後期)	前後期一括申請可	(給付)在籍報告	(減免)減免申請書提出 (給付)申請書取り寄せ →申請 →インターネット入力 →マイナンバー郵送提出	
5月				依頼された学生のみ 学修計画書提出	
6月 (中旬)	二次申請 書類受付 郵送(6/5 ~6/21) 持参(6/14~6/21)	郵送または持参に より提出			
7月~8月				(給付)採用/不採用 結果通知	給付奨学金 新規採用者は 採用手続きあり
7月~8月 (中旬)	前期免除結果通知	郵送で通知書送付 (ユニパでも確認可)	(減免)前期免除結果通知 (新制度+経過措置の結果を合わせて通知)		郵送で 通知書送付
結果通知月 (下旬)	2/3免除者・半額免除者・1/3免除者・不許可者 前期授業料支払い				
9月			(減免)継続願提出		後期分より 新規申請も受付 予定(詳細は決定 次第、大学ホーム ページにて案内)
10月	該当者のみ 様式5号 書類提出 (~10/24)	一括申請していて 前期での状況から 変更ある者	(給付)在籍報告 日本学生支援機構がマイナンバー情報により 支援区分の見直し		
12月 (中旬)	後期免除結果通知	郵送で通知書送付 (ユニパでも確認可)	(給付)継続願提出(12月~1月) (減免)後期免除結果通知 (新制度+経過措置の結果を合わせて通知)		郵送で 通知書送付
(下旬)	2/3免除者・半額免除者・1/3免除者・不許可者 後期授業料支払い				
2月~3月		12/11/2	(減免 学業成績		

記載時期はあくまで目安です。大学ホームページ、学生メール等を確認し、期限を厳守してください。 半額免除、一部免除及び不許可の場合は、結果通知に同封の文書に従って授業料を納付してください。

◆◆◆ 授業料免除に関する問い合わせ先 ◆◆◆

三重大学学務部学生支援チーム

〒514-8507 津市栗真町屋町1577 TEL 059(231)9678 FAX 059(231)9058